

平成28年分 給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書

所轄税務署長	給与の支払者の名称(氏名)	オリーブ情報処理サービス株)	(フリガナ) あなたの氏名	オリーブ 知子
札幌	給与の支払者の法人(個人)番号	この申告書の提出を受けた給与の支払者が記載してください。	あなたの個人番号	オリーブ 太郎
税務署長	給与の支払者の所在地(住所)	北海道札幌市中央区大通西6丁目5-4 58山京ビル	あなたの住所又は居所	札幌市***区***町***-***-*** マンション



給与所得者の保険料控除申告書

給与所得者の配偶者特別控除申告書

保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間又は年金支払期	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人		新・旧の区分	あなたが本年中に支払った保険料等の金額(分配を受けた剰余金等の控除後の金額) (a)	給与の支払者の確認印
				氏名	あなたの続柄			
生命	ドリームプランA	10	オリーブ 太郎	オリーブ 花子	妻	新・旧	(a) 25,000円	①
生命		10	同上	同上	同上	新・旧	(a) 80,000円	
						新・旧	(a)	
(a)のうち新保険料等の金額の合計額		A 25,000円	Aの金額を下の計算式(新保険料等用)に当てはめて計算した金額 (最高40,000円)			計(+)	(最高40,000円) 40,000円	①
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額		B 80,000円	Bの金額を下の計算式(旧保険料等用)に当てはめて計算した金額 (最高50,000円)			と、のいずれか大きい金額	45,000円	
生命	介護	10	オリーブ 太郎	オリーブ 花子	妻		(a) 80,000円	②
(a)の金額の合計額		C 80,000円	Cの金額を下の計算式(新保険料等用)に当てはめて計算した金額 (最高40,000円)				40,000円	
生命	型年金	30	オリーブ 太郎	オリーブ 太郎	本人	新・旧	(a) 100,000円	①
生命	型年金	30	同上	同上	同上	新・旧	(a) 25,000円	
(a)のうち新保険料等の金額の合計額		D 100,000円	Dの金額を下の計算式(新保険料等用)に当てはめて計算した金額 (最高40,000円)			計(+)	(最高40,000円) 40,000円	①
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額		E 25,000円	Eの金額を下の計算式(旧保険料等用)に当てはめて計算した金額 (最高50,000円)			と、のいずれか大きい金額	40,000円	
計算式(新保険料等用)			計算式(旧保険料等用)			生命保険料控除額		
A、C又はDの金額		控除額の計算式		B又はEの金額		控除額の計算式		計(①+②+①) (最高120,000円)
20,000円以下		A、C又はDの全額		25,000円以下		B又はEの全額		
20,000円から40,000円まで		A、C又はD×1/2+10,000円		25,000円から50,000円まで		B又はE×1/2+12,500円		
40,000円から80,000円まで		A、C又はD×1/4+20,000円		50,000円から100,000円まで		B又はE×1/4+25,000円		
80,000円以上		一律に40,000円		100,000円以上		一律に50,000円		120,000円

あなたの本年中の合計所得金額の見積額				7,700,000円																																																																
(フリガナ) あなたの氏名				オリーブ 知子																																																																
配偶者の氏名		オリーブ 花子	配偶者の生年月日	明・大 昭・平 51.2.5																																																																
あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所		非居住者																																																																		
<p>次の場合には、配偶者特別控除を受けることができません。 あなたの配偶者が、配偶者控除の対象となる場合、他の人の扶養親族とされる場合、青色事業専従者として給与の支払を受ける場合又は白色事業専従者に該当する場合には、申告できません。また夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除を受けることはできません。</p> <p>配偶者の合計所得金額(見積額)を次の表により計算してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得の種類</th> <th>収入金額等②</th> <th>必要経費等①</th> <th>所得金額(②-①)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給与所得</td> <td>1,170,000円</td> <td>650,000円</td> <td>(マイナスの場合は0)円 520,000円</td> </tr> <tr> <td>事業所得</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>雑所得</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>配当所得</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>不動産所得</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>退職所得</td> <td></td> <td>(退職所得控除額)</td> <td>③-④)×1/2又は③-④)</td> </tr> <tr> <td>- 以外の所得</td> <td></td> <td>(うち特別控除額 円)</td> <td>(一時所得又は長期譲渡所得は1/2)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">配偶者の合計所得金額(-の合計額)</td> <td>A 520,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>配偶者特別控除額の見表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>A欄の金額</th> <th>控除額B</th> <th>A欄の金額</th> <th>控除額B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0円から380,000円まで</td> <td>0円</td> <td>600,000円から649,999円まで</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>380,001円から399,999円まで</td> <td>380,000円</td> <td>650,000円から699,999円まで</td> <td>110,000円</td> </tr> <tr> <td>400,000円から449,999円まで</td> <td>360,000円</td> <td>700,000円から749,999円まで</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>450,000円から499,999円まで</td> <td>310,000円</td> <td>750,000円から799,999円まで</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>500,000円から549,999円まで</td> <td>260,000円</td> <td>760,000円から</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>550,000円から599,999円まで</td> <td>210,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					所得の種類	収入金額等②	必要経費等①	所得金額(②-①)	給与所得	1,170,000円	650,000円	(マイナスの場合は0)円 520,000円	事業所得				雑所得				配当所得				不動産所得				退職所得		(退職所得控除額)	③-④)×1/2又は③-④)	- 以外の所得		(うち特別控除額 円)	(一時所得又は長期譲渡所得は1/2)	配偶者の合計所得金額(-の合計額)			A 520,000円	A欄の金額	控除額B	A欄の金額	控除額B	0円から380,000円まで	0円	600,000円から649,999円まで	160,000円	380,001円から399,999円まで	380,000円	650,000円から699,999円まで	110,000円	400,000円から449,999円まで	360,000円	700,000円から749,999円まで	60,000円	450,000円から499,999円まで	310,000円	750,000円から799,999円まで	30,000円	500,000円から549,999円まで	260,000円	760,000円から	0円	550,000円から599,999円まで	210,000円		
所得の種類	収入金額等②	必要経費等①	所得金額(②-①)																																																																	
給与所得	1,170,000円	650,000円	(マイナスの場合は0)円 520,000円																																																																	
事業所得																																																																				
雑所得																																																																				
配当所得																																																																				
不動産所得																																																																				
退職所得		(退職所得控除額)	③-④)×1/2又は③-④)																																																																	
- 以外の所得		(うち特別控除額 円)	(一時所得又は長期譲渡所得は1/2)																																																																	
配偶者の合計所得金額(-の合計額)			A 520,000円																																																																	
A欄の金額	控除額B	A欄の金額	控除額B																																																																	
0円から380,000円まで	0円	600,000円から649,999円まで	160,000円																																																																	
380,001円から399,999円まで	380,000円	650,000円から699,999円まで	110,000円																																																																	
400,000円から449,999円まで	360,000円	700,000円から749,999円まで	60,000円																																																																	
450,000円から499,999円まで	310,000円	750,000円から799,999円まで	30,000円																																																																	
500,000円から549,999円まで	260,000円	760,000円から	0円																																																																	
550,000円から599,999円まで	210,000円																																																																			
配偶者特別控除額				260,000円																																																																
社会保険の種類	保険料支払先の名称	保険料を負担することになっている人の氏名	あなたが本年中に支払った保険料の金額	円																																																																
合計(控除額)				円																																																																
小規模企業共済掛金	あなたが本年中に支払った掛金の金額			円																																																																
個人型又は企業型年金加入者掛金				円																																																																
心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金				円																																																																
合計(控除額)				円																																																																

この申請書の記載に当たっては、別紙の説明をお読みください。

控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。